

第20期第12回内水面漁場管理委員会の概要

- 1 日時 令和2年11月13日(金) 午後1時30分～
- 2 場所 青森市 アラスカ会館2階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 8名
県 水産振興課 2名
鱒ヶ沢水産事務所 1名
むつ水産事務所 1名
(地独) 県産業技術センター
内水面研究所 1名
事務局 3名
- 4 概要
○議案の審議 4件
○報告事項 3件



【議案】

(1) 遊漁規則の変更認可について(諮問)

鱒ヶ沢町漁業協同組合、内共第5号、風間浦漁業協同組合、内共第29号、30号及び浅瀬石川漁業協同組合、内共第16号について青森県知事から諮問があり、審議の結果、諮問どおり認可して差し支えない旨答申することに決定しました。

鱒ヶ沢町漁業協同組合及び風間浦漁業協同組合については、12月1日の漁協合併に伴う変更認可で、浅瀬石川漁業協同組合については、遊漁料の変更等についての変更認可。

【報告事項】

(1) 青森県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の改正について

第11回青森県内水面漁場管理委員会において承認することに決定された青森県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の改正についてパブリックコメント制度に準じた手続きを実施し、本日開催の委員会で最終公示案を報告の上、了承を得た。詳細は、[令和2年11月16日青森県号外103号](#)をご覧ください。

(2) 令和2年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の概要について

令和2年11月4日に書面で開催された当該協議会の概要を報告した。令和3年度中央省庁提案項目については、書面審議の結果、原案どおり了承された。

(3) 水産庁密漁防止啓発パンフレット「密漁を許さない」について

改正漁業法が令和2年12月1日に施行されるが、今回の改正で大幅に罰則が強化

されたことから、密漁の防止に大きな効果が期待されている。さらに、取締機関の連携の強化や一般市民へのルールの啓発を行う等、総合的な密漁対策を推進している。